

令和7年度

閲覧図書

作業名:建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業(単価契約)

作業場所:島根県邑智郡川本町 菅ノ谷国有林 菅ノ谷林道

添付書類

1. 入札者注意書
2. 競争参加資格確認書
3. 入札書・委任状・単価内訳書
4. 建設機械作業契約書(案)
5. 建設機械作業仕様書
6. 作業箇所位置図
7. 運搬系統図
8. 路線別作業内容内訳書
9. 各種様式

島根森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

競争参加資格確認書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
島根森林管理署長 児玉 望 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

令和 7 年 6 月 16 日付けで公告のありました、建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業（単価契約）に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと、入札公告の 2（3）及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 公示年月日 令和 7 年 6 月 16 日
2. 件 名 建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業（単価契約）
3. 資格審査事項
 - （1）競争参加資格の格付けに関する書面
別紙（資格確認通知書）写しのとおり
 - （2）社会保険等の加入状況に関する書面
別紙（総合評定値通知書）写しのとおり

入札第 号

入 札 書

- 1 作業場所 島根県邑智郡川本町 菅ノ谷国有林 菅ノ谷林道
- 2 作業名 建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業（単価契約）
- 3 作業内容 路盤強化（崩土除去、運搬、路面整正）

入札 金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記入札金額は、消費税相当額を除いた金額であるので、契約金額及び落札金額は、上記入札金額に 10%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項等を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
島根森林管理署長 児玉 望 殿

入札者住所
社 名
氏 名

代 理 人
社 名
氏 名

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
島根森林管理署長 児玉 望 殿

(委任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記業務に関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代理人

(件名) 令和 年 月 日入札第 号(建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業(単
価契約))に関する件。

単 価 内 訳 書 (輸送料を「一往復」又は「一式」で設定する場合)

入札第 号に係る入札金額の内訳は下記のとおりとします。

- 1 作業場所 島根県邑智郡川本町 菅ノ谷国有林 菅ノ谷林道
- 2 作 業 名 建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業（単価契約）
- 3 作業内容 路盤強化（崩土除去、運搬、路面整正）
- 4 運転単価、輸送料及び資材の単価内訳（金額は税抜き）

機械の名称 (規格)	予定数量 (時間)	単価	輸送料 (往復又は一式)	金 額
バックホウ（山積 0.28m3）	5 7			
ダンプトラック（2t 積）	3 8			
計				

資材の名称 (規格)	路線名	予定数量 (m ³)	単価 (現地着価格)	金 額
計				

合 計	
-----	--

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
島根森林管理署長 児玉 望 殿

入札者住所
社 名
氏 名

建設機械作業契約書（案）

- 1 作業内容 路盤強化（崩土除去、運搬、路面整正）
2 作業場所 島根県邑智郡川本町 菅ノ谷国有林内菅ノ谷林道
3 契約期間 自 契約締結日の翌日から
至 令和7年11月28日
4 機械の名称・型式、単価（消費税及び地方消費税を含む）、
運転予定時間及び輸送料（消費税及び地方消費税を含む）

機械の名称・型式	運転1時間あたりの単価（円）	運転予定時間	輸送料（円） （一往復・一式・輸送区間別）
バックホウ（山積0.28m ³ ）		57	
ダンプトラック（2t積）		38	

- 5 資材の品名、規格、単価（消費税及び地方消費税を含む）及び予定数量

資材の品名	品質規格	m ³ あたり単価（円）	予定数量（m ³ ）	備考
			無	

- 6 契約保証金 免除
- 7 特約事項 （1）請負代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。
（2）別紙暴力団排除に関する特約条項のとおり

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

（発注者）住 所 島根県松江市向島町 134 番 10

氏 名 分任支出負担行為担当官

島根森林管理署長 児玉 望 印

（受注者）住 所

氏 名 印

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならぬ。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人

等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

条 項

（契約形態）

第1条 この契約は、単価によるものとし、数量の多少により単価の変更は行わないものとする。

（作業の実施）

第2条 受注者は、発注者（発注者が指名した監督職員を含む。以下同じ。）の指示する作業を安全かつ能率的に行わなければならない。

（機械の操作）

第3条 この契約に係る作業機械の操作は、受注者（受注者の使用人を含む。以下同じ。）が行うものとする。

（作業者の資格）

第4条 受注者は、この契約に係る作業機械の操作にあたっては、法令等に基づき必要とされる資格又は技能を有していなければならない。

（労働安全衛生）

第5条 受注者は、作業の実施にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸団体に示す指導事項を遵守しなければならない。

（経費の負担）

第6条 この契約にかかる作業機械に使用する燃料油脂、機械の整備等に要する費用はすべて受注者の負担とする。

（契約期間の変更）

第7条 発注者は、必要と認めるときは、契約期間を変更することができるものとする。

2 発注者は、契約期間を延長しようとするときは、あらかじめ受注者と協議しなければならない。

3 発注者は、この契約による予定した発注者の作業が、頭書の契約期間より早く終了する場合は、契約終了通知を受注者に交付することにより契約を終了させることができる。

（一般的損害）

第8条 契約に基づく作業により生じた損害については、すべて受注者がその費用を負担する。ただし、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 9 条 契約に基づく作業により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第 10 条 天災その他不可抗力の原因により生じた受注者の損害は、すべて受注者がその費用を負担する。

(運転予定時間の変更等による損害)

第 11 条 受注者は、頭書の運転予定時間、資材予定数量及び契約期間の変更により受注者に生じた損害の賠償を発注者に請求することはできない。

(作業の指示及び確認)

第 12 条 発注者は、作業前に 1 日分の運転時間を記した注文指示書を受注者に交付し、指示するものとする。

2 発注者は、毎日の作業後に実際の運転時間を確認するものとする。

3 発注者は、第 15 条第 1 項に該当したときは、稼働しなかった時間を注文指示書に明記し、受注者に交付しなければならない。

(資材の品質及び検査等)

第 13 条 資材の品質については、本契約書に定めるところによる。その品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 発注者は、頭書の資材を注文しようとするときは、注文指示書を交付して指示するものとする。

3 受注者は、発注者の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受け、合格した資材を使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 5 日以内に応じなければならない。

5 受注者は、前項の検査の結果不合格のものがあつたときは、発注者が指定する期限内に代品と引替納付して検査を受けなければならない。

6 受注者は、天災その他不可抗力により納付期限内に資材を納付できないときは、その事由を記して発注者に納付期限の延長を請求することができる。

7 前項の請求について発注者が正当と認めたときは、納付期限を延長することができる。

(代金の支払)

第 14 条 受注者は、毎月 1 回所定の手続きに従って、納付済数量に対する代金の支払を書面により発注者に請求することができるものとする。

2 受注者は、前項の支払請求書を提出するときは、発注者の交付した注文指示書を添付しなければならない。

3 代金の計算方法は以下の各号のとおりとする。

(1) 建設作業機械については、機械の運転時間の合計数に頭書の単価を乗じて精算するものとする。また、輸送料については、輸送回数に単価を乗じて精算するものとする。

(2) 資材については、検査合格数量に頭書の単価を乗じて精算するものとする。

4 前項第 1 号に定める稼働時間の合計数に 1 時間未満の端数があるときは、5 分未満は切り捨てるものとし、5 分以上は次に定める区分によるものとする。

5 分以上～15 分未満	1／6 時間
15 分以上～25 分未満	2／6 時間
25 分以上～35 分未満	3／6 時間
35 分以上～45 分未満	4／6 時間
45 分以上～55 分未満	5／6 時間
55 分以上	1 時間

5 発注者は、第 1 項の支払請求書を受領したときは、その日から 30 日（以下、「約定期間」という。）以内に受注者に代金を支払わなければならない。

6 前項の規定による代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。

7 発注者は約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、代金に対して年利 2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又は 100 円未満の端数についてはこの限りでない。

(履行遅滞における違約金)

第 15 条 受注者は、自己の責に帰する事由により発注者の指示する稼働に応じられないときは、1 日につき頭書の単価に作業機械毎に 1 日当たり運転時間を乗じて得た金額に対して 10 分の 1 の割合で計算した金額を違約金として発注者の指定する期限内に発注者に納付しなければならない。ただし、建設機械並びに要員に不測の事態が生じたときはこの限りでない。

2 受注者は、自己の責に帰する事由により納付期限内に指示した資材を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、1 日に

つき当該資材に対する代金に対して1000分の1の割合で計算した金額を違約金として、発注者の指定する期限内に発注者に納付しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 受注者が契約上の義務を履行しないとき、又は受注者が契約を履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (3) この契約の履行に関し、受注者に不正又は不誠実な行為があったと発注者が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 受注者に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 受注者が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 18 条 債務の不履行が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第 19 条 発注者は、第 16 条又は第 17 条に定める場合のほか、発注者の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第 20 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条 前条に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）履行期間内に業務を完了することができないとき。

（2）この契約の成果物に契約不適合があるとき。

（3）前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、発注者は受注者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

（1）第 16 条又は第 17 条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

（1）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

（2）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（延滞金）

第23条 受注者は、この契約により発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期日までに納付しないときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対し年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として併せて発注者に納付しなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

（債権債務の相殺）

第24条 発注者は、この契約により受注者から発注者に支払うべき債務が生じたときは、受注者に支払う代金と相殺することができる。

（権利義務の譲渡等）

第25条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得ずに第三者に譲渡し又は継承してはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 受注者がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発注者に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、発注者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 発注者は、受注者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 受注者から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 発注者は、受注者による売掛債権の譲渡後も、受注者との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うこ

とがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら受注者と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて受注者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第26条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - （2）受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第27条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- （1）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場

合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約外の事項)

第28条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第29条 この契約について紛争を生じたときは、発注者及び受注者が協議して定める第三者の仲裁によって解決するものとする。

以 上

特約条件

- 1 受注者は、この契約に係る安全対策について責任をもって行うこととし、労働安全衛生法、同施行令及び関係規則等に定めるところに従い地山掘削作業主任者等を配置すること。
また、転落の危険の生ずるおそれのあるときは、誘導員を配置すること。
- 2 受注者は、発注者の指示する安全対策についてはこれを厳守すること。
- 3 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

建設機械作業仕様書

1 機種及び作業内容

機械の規格及び作業内容は下記のとおり。

なお、機種（規格）の変更はできないものとする。

バックホウ 山積 0.28m³・・・2台で崩土除去、積込及び敷均し、路面整地、
敷均し及び締固め

ダンプトラック 2t 積 ・・・土砂の運搬

2 作業の場所及び予定時間数

別紙「位置図」、「数量計算書」及び「路線別予定時間内訳書」のとおり。

ただし、時間については予定（見込み）時間であるため増減する場合がある。

3 検査

既済部分検査、完成検査に当たっては、受注者が立会の上、検査を実施する。

この場合において、受注者が検査に立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、受注者は、発注者が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。

4 作業を行う上での留意事項

受注者は、常に安全作業、騒音防止対策及び公衆災害防止に留意するとともに次の各号を順守して、災害の防止及び環境の保全に努めなければならない。

ア 作業中は、監督職員及び当該管理者の許可なく、流水及び水陸交通の障害となる行為又は公衆に迷惑を及ぼす施工方法などをしてはならない。

イ 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象情報などに十分な注意を払い、常に対処できる準備をしておかなければならない。

ウ 火災の予防については、万全の処置を講ずるものとし、特に発注者等の指示事項のある場合はそれによらなければならない。

オ 作業現場には関係者以外の者の立ち入りを禁止する。

カ 事業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故が発生した場合、又はそのおそれのある場合は、応急の処置等を講ずるとともに遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

キ 作業の実施に当たっては、土砂の流出、崩壊、その他の災害の防止及び自然環境の保全に十分留意しなければならない。

ク 残土が発生する場合は、監督職員の指定する場所に安定した状態で処理するものとする。

ケ 建設機械の運搬に使用するトレーラー等は、登坂用具又は専用装置を備えた移送用の車両を使用すること。

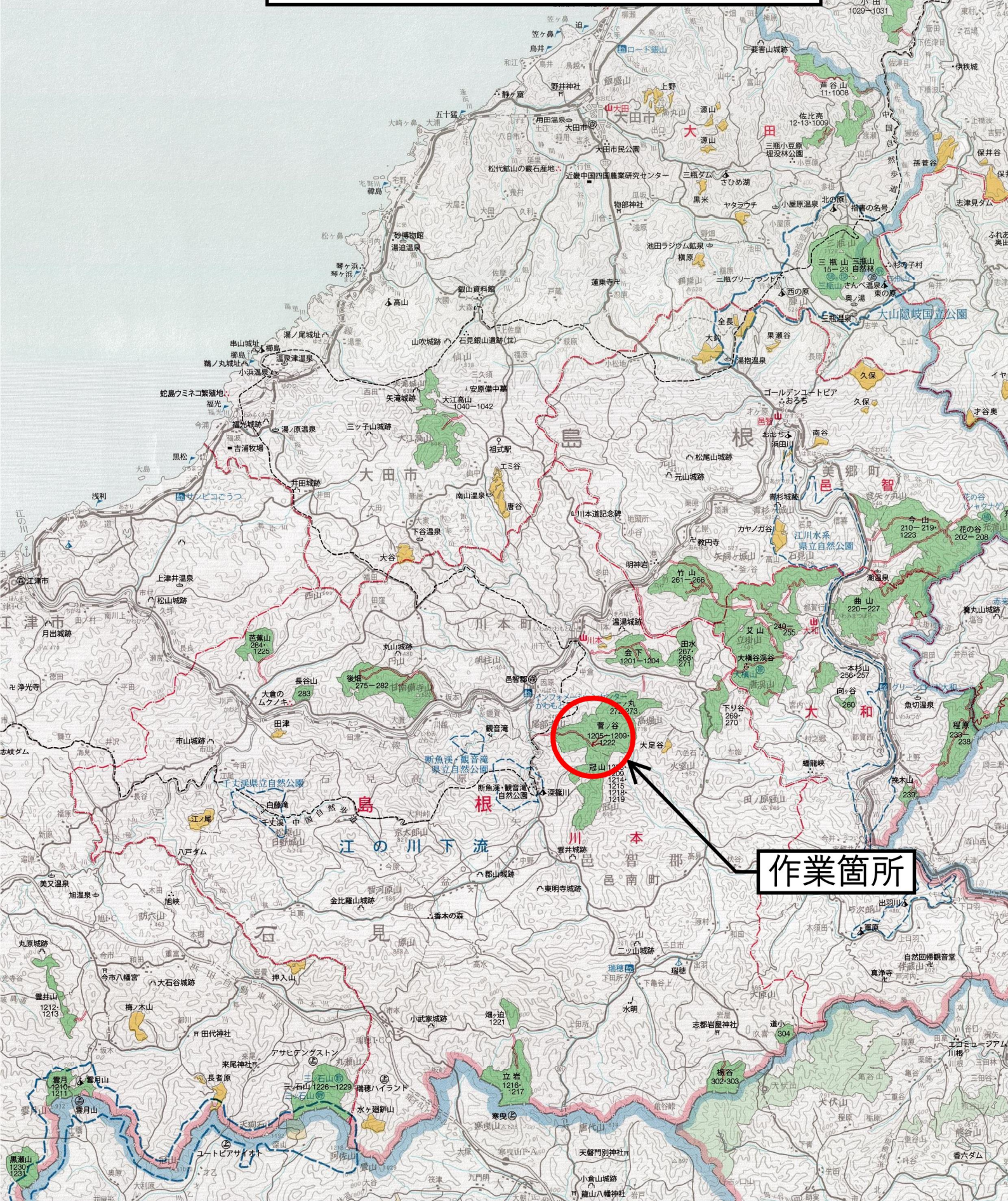
5 その他

ア 実行写真は、着手前、作業状況及び完了の段階毎に定点において撮影し、作業終了後速やかに提出しなければならない。

撮影に当たっては、日付・作業内容・作業場所を黒板等を用いて明らかにすること。

イ 詳細な事項、契約条項及び本仕様書に定めのない事項については、監督職員と必要に応じて打ち合わせること。

作業箇所位置図
建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業
島根県邑智郡川本町菅ノ谷国有林
(S=1/200,000)

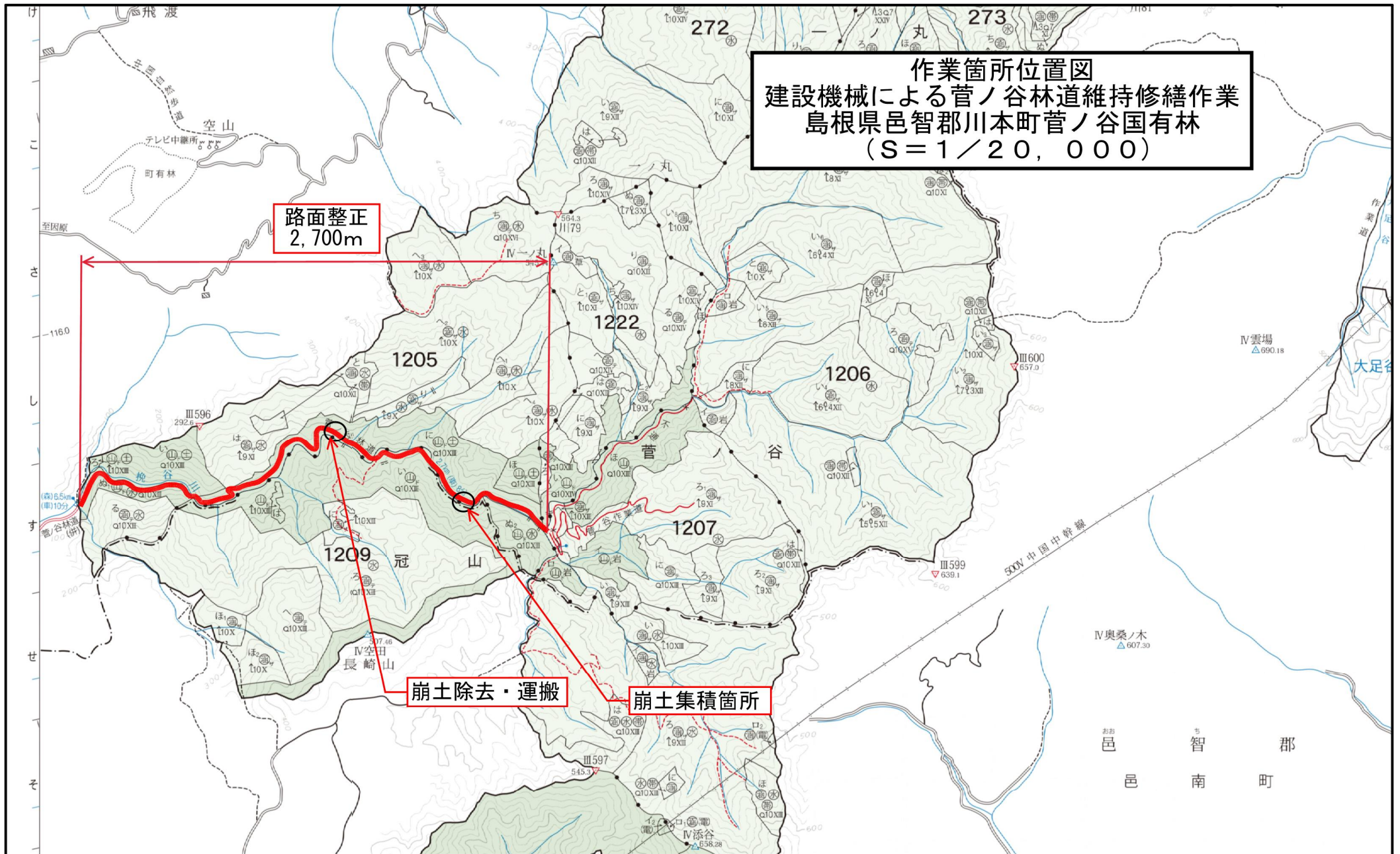


作業箇所位置図
建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業
島根県邑智郡川本町菅ノ谷国有林
(S=1/20,000)

路面整正
2,700m

崩土除去・運搬

崩土集積箇所

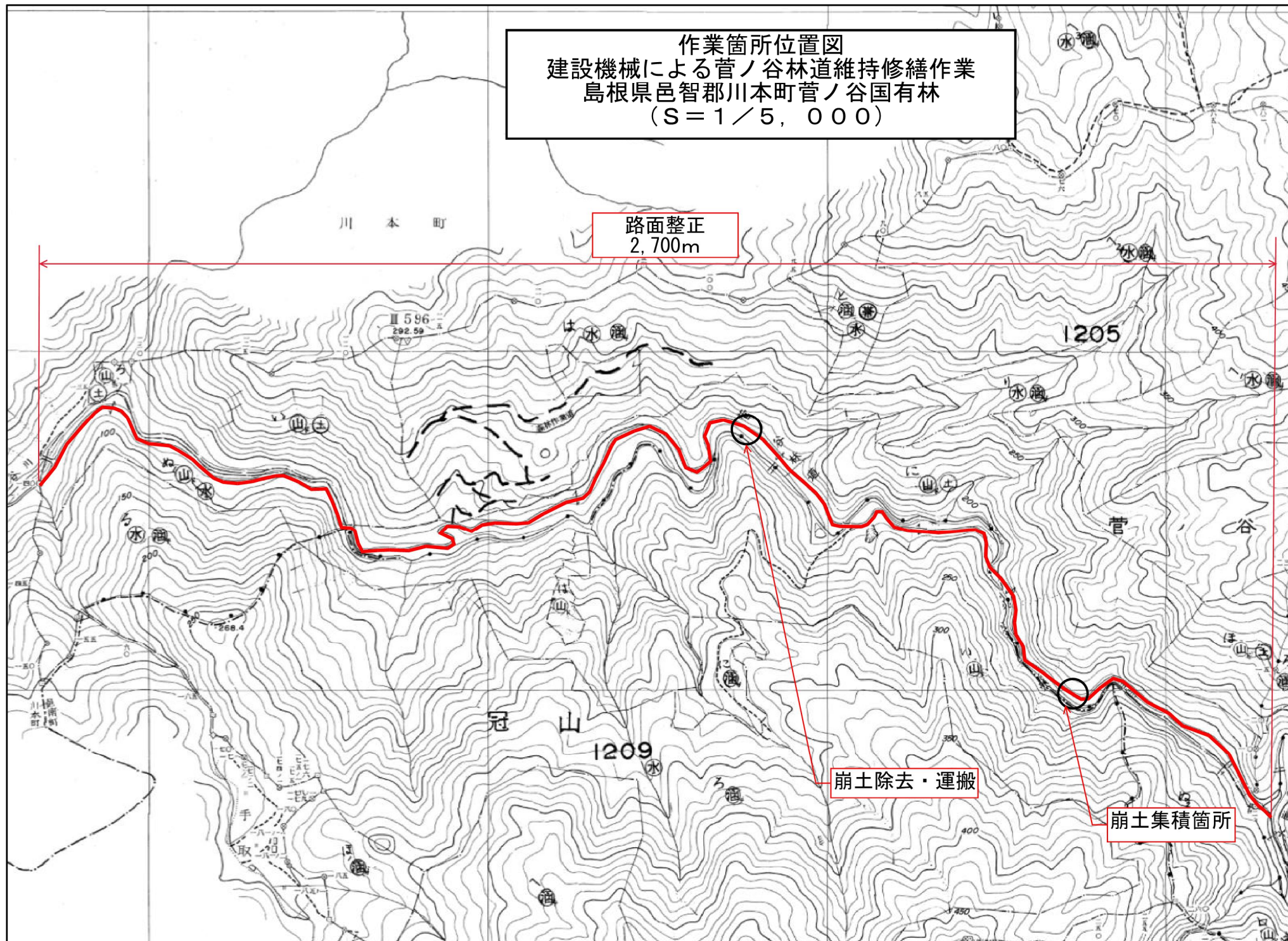


作業箇所位置図
建設機械による菅ノ谷林道維持修繕作業
島根県邑智郡川本町菅ノ谷国有林
(S=1/5, 000)

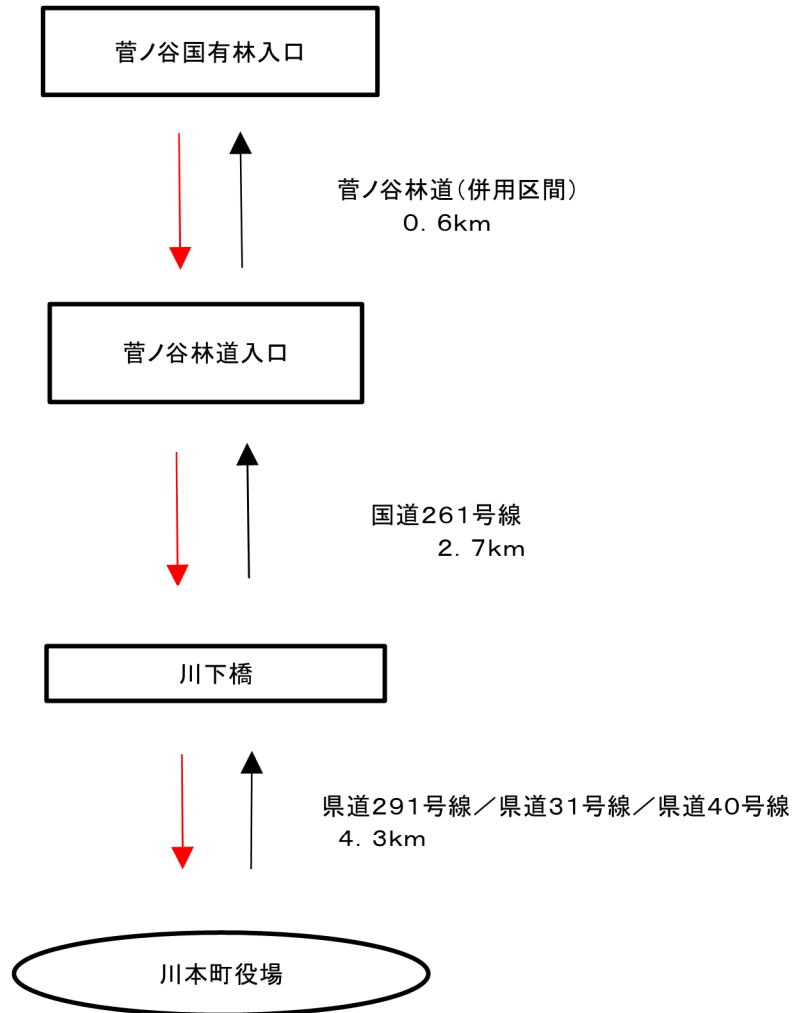
路面整正
2,700m

崩土除去・運搬

崩土集積箇所



運搬系統図



	種 類		国 道	県 道	市町村道	林道等	合 計
川本町役場	重機類 一般資材	菅ノ谷林道	km 2.7	km 4.3	km 0	km 0.6	km 7.6

路 線 別 内 訳 書

		機械運転予定時間 (h) ・ 資材調達予定数量 (m3)		
		菅ノ谷林道		計
機 械 の 名 称	バックホウ (山積0.28m3) (排土板付き)	40		40h
	バックホウ (山積0.28m3) (排土板付き)	17		17h
	計			57h
	ダンプトラック (2t)	38		38h
	計			
資 材 の 品 名				
	計			

輸 送 料 内 訳 書

	輸送区間		輸送回数	輸送一回当たり単価 (消費税及び地方消費税を含む)	計
	起点	終点			
バックホウ (山積0.28m3) (排土板付き)	川本町役場	菅ノ谷林道	1 往復		
バックホウ (山積0.28m3) (排土板付き)	川本町役場	菅ノ谷林道	1 往復		
計					

建設機械注文指示書

単価契約

令和 年 月 日

整理番号				印	
機 械 名	運 転 時 間		稼 働 時 間	場 所	
	自	時 分	時 分	林道	国有林支線
	至	時 分	時 分	林道	国有林支線
	自	時 分	時 分	林道	国有林支線
	至	時 分	時 分	林道	国有林支線
事項別		稼働月日	月 日	確認 印	
特記事項					

- (1) 発注者は、作業前に1日分の運転時間を記して受注者に交付し指示するものとする。
 (2) 支払請求書には、本チケットを添付すること。

建設機械注文指示書

単価契約

令和 年 月 日

整理番号				印	
機 械 名	運 転 時 間		稼 働 時 間	場 所	
	自	時 分	時 分	林道	国有林支線
	至	時 分	時 分	林道	国有林支線
	自	時 分	時 分	林道	国有林支線
	至	時 分	時 分	林道	国有林支線
事項別		稼働月日	月 日	確認 印	
特記事項					

- (1) 発注者は、作業前に1日分の運転時間を記して受注者に交付し指示するものとする。
 (2) 支払請求書には、本チケットを添付すること。

工事日報

[illegible]